

# 村山市芸術文化協議会規約

## (名 称)

第1条 本会は、村山市芸術文化協議会と称し、事務局を村山市教育委員会生涯学習課に置く。

## (組 織)

第2条 本会は、本会の目的に賛同する村山市内の団体及び個人を持って組織する。

## (目 的)

第3条 本会は、村山市内の加盟団体及び個人の連絡提携を緊密にし、芸術文化活動の健全なる発展を期し、地域文化の振興を図ることを目的とする。

## (事 業)

第4条 本会は、目的を達成するために次の事項を行う。

- 1) 相互の連絡提携に関すること
- 2) 総合行事の開催に関すること
- 3) その他目的達成に必要なこと

## (入会及び脱退)

第5条 本会に加盟する場合は、その旨を会長に文書で届け出、理事会の承認を必要とする。  
2 本会を脱退する場合は、書面をもって会長に提出するものとする。

## (役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名	副会長	2名	理 事	第8条による
監 事	2名	幹 事	若干名		

## (役員の仕事)

第7条 会長は本会を代表し、会務を統括する。  
2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。  
3 理事は理事会を構成する。  
4 幹事は会務及び会計を担当する。  
5 監事は本会の会計を監査する。

## (役員を選出)

第8条 会長、副会長、監事は、理事会で推薦し、総会で選出する。ただし監事は理事と兼ねることはできない。  
2 理事は各団体から1名または2名選出する。また、個人会員の中から会長が委嘱することができる。  
3 幹事は会長が委嘱する。

## (役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とする。ただし再任をさまたげない。また、補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。

## (会 議)

第10条 総会は、年1回とし会長が招集する。ただし必要に応じて臨時に開くことができる。  
2 総会は次のことを審議する。  
1) 予算及び決算  
2) 事業計画及び報告

- 3) 規約の改廃
- 4) その他必要なこと

(理事会)

第11条 理事会は、会長が招集し、会務の企画執行にあたるほか、総会に提出すべき事項及び緊急を要する事項を附議決定する。

(顧問)

第12条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦を得て会長が委嘱し、重要事項の諮問に応ずる。

(会計)

第13条 本会の経費は、会費・補助金・寄付金及びその他の収入をもってあてる。

2 会費の額は、別表に定める。

(事業年度及び会計年度)

第14条 本会の事業及び会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(附則)

この規約は、昭和40年10月9日より施行する。

この規約は、昭和49年4月18日より施行する。

この規約は、昭和60年4月1日より施行する。

この規約は、平成12年4月1日より施行する。

この規約は、平成16年5月14日より施行する。

この規約は、平成19年5月17日より施行する。

この規約は、平成22年5月20日より施行する。

この規約は、平成26年5月30日より施行する。

この規約は、平成30年5月30日より施行する。

この規約は、令和4年5月30日より施行する。

別表

会費徴収金額

(単位：円)

	会員数	均等割	人数割	合計
団 体	～9	3,000	2,000	5,000
	10～19	3,000	5,000	8,000
	20～39	3,000	8,000	11,000
	40～59	3,000	11,000	14,000
	60～79	3,000	14,000	17,000
	80～99	3,000	17,000	20,000
	100～	3,000	20,000	23,000
	個人	一人につき		